



諮問第360号
環水大土発第1309061号
平成25年9月6日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

ビス (2-クロロ-1-メチルエチル) エーテル (別名DCIP)

2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)

3-クロロ-4-[(2*RS*, 4*RS*; 2*RS*, 4*SR*)-4-メチル-2-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)-1, 3-ジオキサラン-2-イル]フェニル=4-クロロフェニル=エーテル (別名ジフェノコナゾール)

(*Z*)-*N*-[α -(シクロプロピルメトキシイミノ)-2, 3-ジフルオロ-6-(トリフルオロメチル)ベンジル]-2-フェニルアセトアミド (別名シフルフェナミド)

2, 3-ジクロロ-*N*-4-フルオロフェニルマレイミド (別名フルオルイミド)

(別紙2)

4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン (別
名シプロジニル)

(RS)-2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1-(4-トリフルオロ
メトキシフェニル)プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)



中環審第733号
平成25年9月6日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

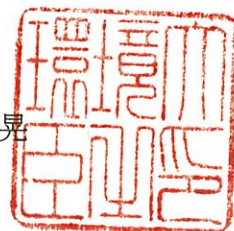
平成25年9月6日付け諮問第360号、環水大土発第1309061号をもって環境大臣より、
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、土壤農薬部会に付議する。



諮問第361号
環水大土発第1309062号
平成25年9月6日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
石原伸晃



農薬取締法第2条第1項の規定により
農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定により、別紙の資材を特定農薬として指定することについて貴審議会の意見を求める。

(別紙)

次亜塩素酸水 (塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解したものをいう。)

エチレン

焼酎



中環審第734号
平成25年9月6日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第2条第1項の規定により農林水産大臣
及び環境大臣が指定する農薬について（付議）

平成25年9月6日付け諮問第361号、環水大土発第1309062号をもって環境大臣より、
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、土壤農薬部会に付議する。